



令和8年度 保育園・認定こども園

ご利用案内 (1号認定)

1.1 1号認定で利用できる施設

「1号認定」とは、3～5歳児の児童で、両親の就労の有無にかかわらず保育を必要とせず、教育を希望する児童が対象です。

① 認定こども園

② 幼稚園

(※幼稚園の入園等については、学校教育課へご相談ください。)



●認定こども園一覧表【私立】

※「教育・保育時間」については、午後以降の「給食」・「預かり保育」の時間を含みます。

※土曜日のほか、夏季休暇などの休業日がある場合があります。

(園により異なりますので、園にご相談ください)

施設名	所在地	電話番号	定員	対象児童	教育・保育時間(平日)
せんだん苑こども園	青野町	43-2547	15	3歳から	8:30～16:30
せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	15	3歳から	8:00～16:00
中筋幼児園	大島町	42-1588	15	3歳から	8:00～16:00
吉美こども園	有岡町	42-0296	15	3歳から	8:30～16:30
綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	15	3歳から	8:00～16:00
豊里幼児園	栗町	48-0256	15	3歳から	8:00～16:00

2. 令和8年度 募集予定人数

● 1号認定

区分	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園	私立	せんだん苑こども園			1	1	0	2
		せんだん苑南こども園			4	1	1	6
		中筋幼稚園			5	5	5	15
		吉美こども園			3	0	1	4
		綾東こども園			3	1	1	5
		豊里幼稚園			5	0	0	5
		年齢別合計			21	8	8	37

※この人数はあくまでも公表時点での予定であり、人員配置等の諸事情により変更となる可能性があります。

3. 申込方法

1号認定のお申込み（認定こども園）

1

園に直接申し込む

2

園から内定通知書を受ける

3

入園内定通知書を持って綾部市役所
子育て支援課窓口へ
「教育・保育給付認定申請書」を提出

4

市から教育・保育給付
1号認定通知書を受ける

令和8年1月1日時点で綾部市に住民登録がない方は、副食費徴収免除算定のために、その時点で居住していた市区町村の市民税課税証明書を提出していただく場合があります。

窓口に来られる方の本人確認書類・
ご家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。

■郵送でも受付します■

転入予定者で窓口に来ることができない場合、郵送での申し込みを受け付けます。
家族全員のマイナンバーカードがわかるものの写し、保護者の本人確認書類の写しを同封してください。



◆申込書類一式

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）申請書兼入所申込書
- ☐ 入所申込みをされる児童及びご家族のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）

記入について

- 署名でなく、記名（印刷・コピー・スタンプ）であっても、押印は不要です。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線を引いた上で、近くの余白へ書き直してください。訂正印は不要です。ただし、訂正箇所の塗りつぶしや白塗りなどはしないでください（無効な書類となります）。
- 修正液・修正テープによる修正はしないでください（無効な書類となります）。
- 鉛筆や消えるペンで記入された書類も、無効となります。

4. 利用者負担額について

■認定こども園の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。

■「午前保育の保育料」は「無料」です。

■給食費（主食費及び副食費）、午後の預かり保育については「施設が定めた料金」となりますので、各施設にお問合せください。

ただし綾部市の負担により月額1,000円が減額されます。

（1）副食費の徴収免除

■市民税所得割額 77,101円未満までと、小学校3年生以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合は3人目以降免除となります。

■算定は、入園児童と生計を同一にしている保護者の市民税課税額の合計で行います。4～8月分は令和7年度、9～3月分は令和8年度の課税額で行います。その際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

■免除対象者の方のみ通知をします。

■年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定します。

（２）認定こども園への納付等

■認定こども園については、園と保護者が契約を結び、給食費や午後の預かり保育について「施設が定めた料金」を園に直接、納付いただきます。

■納付方法や納付期日については、園ごとに異なります。園にお尋ねください。

5. 入園後の留意事項

■転出や、認定こども園を退園するときは事前に子育て支援課へ認定取下届を提出してください。

■認定こども園は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐに医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合はほかの児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は必ず園へ連絡をしてください。

6. その他

■お子様が病気の最中に、お仕事などで保育を必要とされるときに利用できる病児保育事業また、病気回復期のための病後児保育事業を実施しています。

詳しくは「病児保育室にじいろルーム」☎0773-43-3310 または、子育て支援課までお問合せください。利用には事前に予約が必要です。

■未就園児の保護者が勤務や傷病、育児に伴う心理的・肉体的負担により一時的に保育を必要とされる場合は一時預かり事業が利用できます。詳しくは子育て支援課までお問合せください。

■これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、申込時にご相談ください。

■申請書等の記載内容と事実が異なる場合は、教育・保育給付認定を取り消しすることがあります。あらかじめご承知ください。



7.預かり保育無償化の手続きについて

預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

●子育てのための施設等利用給付認定について

下記の必要書類を市役所子育て支援課へ提出してください。

【必要書類】

- ☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請
- ☐ 保護者のいずれもが保育を必要とする事由を証明する書類
- ☐ 入所申込みをされる児童及びご家族のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）

※マイナンバーが記載された書類は認定こども園で受け付けできません。

※認定期間を遡っての申請はできませんのでご注意ください。



◆保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由によって、添付書類が異なります。

証明内容に虚偽、不正があった場合は、認定および入所承諾は取り消しとなります。

保育を必要とする事由	認定基準	証明書	
①就労	1 か月64時間以上就労していること	雇用されている方	■就労証明書（就労先での証明）
		自営業者・農業者（中心者）の方・個人事業主・法人経営者などの方	■就労証明書■資格を示す書類（開業届、履歴事項全部証明書、営業許可等の写し）
		自営業者・農業者（協力者）の方・親族経営の会社で勤務している・専従者の方など	■就労証明書■仕事の実績がわかる書類（専従者の記載のある確定申告書（市府民税申告書）、源泉徴収票等、給与明細等、就労していることがわかる公的書類の写し）
		内職・受託業務	■就労証明書、契約書
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	■親子健康手帳（母子手帳）の写し ※表紙と出産予定日のページ	
③疾病・負傷・障がい	病気・けが療養中であること	■診断書 ※疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記してください。	
	精神・身体に障がいがあること	■診断書 ※疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記してください。 ■身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※本人欄、障がい名、等級、手帳番号の部分	
④同居親族の介護・看護	同居親族を常時介護・看護していること	■介護・看護が必要な状況がわかる書類（ケアプラン等） ※介護認定を受けている場合は介護保険被保険者証の写し、ケアプラン（介護サービス計画書）の写し、身体障害者手帳の写し等	
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	■り災証明書	
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っており、入園後3か月以内に仕事に就くこと	■申立書	
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	■在学証明書 ■時間割表（カリキュラム表）等修学時間が確認できる書類	
⑧育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ※	■就労証明書 ※育児休業の期間が記入されているもの	
⑨その他の事由	上記に準じる状態	市が必要と認める書類	

※新規入所申請の場合、育児休業による事由では認定できません。

8.無償化の対象

■認定の有効期間である保育料のみが対象です。

■実際の預かり保育の利用料が給付額を下回った場合は、その額が上限額となります。

9.上限額

■1か月あたり利用日数×450円（上限11,300円）

■実際の預かり保育の利用料が給付額を下回った場合は、その額が上限額となります。

10.認可外保育施設等との併用

■綾部市内の認定こども園を利用の場合、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料は無償化の対象外です。

— MEMO —



お問合せ先

〒623-8501

綾部市 健康こども部 子育て支援課 保育担当

電話 0773-42-7624(直通)

電話 0773-42-3280(代表)